訪問看護ステーションいぶき指定訪問看護事業運営規程（介護保険・訪問看護）

（事業の目的）

第１条

株式会社 Smile Breathing（以下「本事業者」とする）が設置する訪問看護ステーションいぶき（以下「本事業所」とする）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

1　本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3　利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4　指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5　指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6　前５項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条

指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

（１）名称　訪問看護ステーションいぶき

（２）所在地　山形県山形市落合町 337 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（１）管理者：看護師１名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）看護師：３名以上（うち管理者１名）

看護師は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」とする）に沿って訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

（３）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等：１名以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は主治医の指示書とケアプランに沿って訪問看護計画書を看護師と共働して作成し利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

（４）事務職員：１名以上

必要の事務を行う。

（営業日および営業時間）

第５条

事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日：月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間：午前９時から午後５時までとする。

（３）サービス提供時間：午前９時から午後５時までとする。

（指定訪問看護の内容）

第６条

本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

（１）　訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

（２）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

（３）訪問看護報告書の作成

（４）主治医等関係者への情報提供

（利用料等）

第７条

１ 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法等（健康保険法）における厚生労働大臣が定めるものとし、当該指定訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証（健康保険証）の自己負担割合に記載された割合に乗じた額の支払いを受けるものとする。

２ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１） 事業所から片道２０キロメートル未満　２００円

（２） 事業所から片道２０キロメートル以上　３００円

３ 前２項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料と指定訪問看護とは別事業の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

４ 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。指定訪問看護とは別事業については、目的、運営方針、利用料等を別途定めて実施する。

（通常の事業の実施地域）

第８条

通常の指定訪問看護の実施地域は山形市、天童市、寒河江市、山辺町、中山町、大江町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条

１ 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要は措置を講じるものとする。

２ 利用者の対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該当利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第１０条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第１１条

１ 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

２ 本事業所は、提供した訪問看護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要は改善を行うものとする。

３ 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１２条

１ 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１） 採用時研修：採用後１ヵ月以内

（２） 継続研修：定期的に開催

２ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後にお

いてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

5　本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

6　この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成３０年４月４日から施行する。

令和元年６月１日第４条（２）（３）（４）変更し施行する。

令和２年４月１日第４条（３）変更し施行する。

令和５年６月１７日３条（２）、５条（１）（２）（３）変更し施行する。

訪問看護ステーションいぶき指定介護予防訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第１条

株式会社 Smile Breathing（以下「本事業者」とする）が設置する訪問看護ステーションいぶき（以下「本事業所」とする）において実施する指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

1　事業所が実施する事業は、利用者が介護予防状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2　利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3　利用者の意見及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4　事業に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5　指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6　前５項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名　称：訪問看護ステーションいぶき

（２）所在地：山形県山形市落合町３３７

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（１）管理者：看護師１名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示書及び介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」とする）に基づき適切な指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）看護職員：３名以上　（うち管理者１名）

看護職員は主治医の指示書及び介護予防ケアプランに沿って、指定介護予防訪問看護計画書を作成しそれに基づき指定介護予防訪問看護を実施する。

（３）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等：１名以上

理学療法士は主治医の指示書及び介護予防ケアプランに沿って、看護師と共働して指定介護予防訪問看護計画書を作成しそれに基づき指定介護予防訪問看護を実施する。

（４）事務職員：１名以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条

本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日：月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間：午前９時から午後５時までとする。

（３）サービス提供時間：午前９時から午後５時までとする。

（指定介護予防訪問看護の内容）

第６条

本事業所で行う指定介護予防訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

（１）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付

計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及び介護予防ケアプランに沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載する。

（２）訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護

（３）訪問看護報告書の作成

（４）主治医、地域包括支援センター等との必要な連携

（利用料等）

第７条

１　指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護予防法等（健康保険法）における厚生労働大臣が定めるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証（健康保険証）の自己負担割合に記載された割合に乗じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自転車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）事業所から片道２０キロメートル未満　２００円

（２）事業所から片道２０キロメートル以上　３００円

３　前２項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

４　指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びに内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条

通常の指定予防介護訪問看護実施地域は山形市、天童市、寒河江市、山辺町、中山町、大江町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条

１　指定介護予防訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第１０条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第１１条

１　指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１２条

1　本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修：採用後１カ月以内

（2）継続研修：定期的に開催

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

5　本事業所は、指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

6　この規程に定める事項の外、運営の関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成３０年４月４日から施行する。

令和元年６月１日第４条（2）（3）（4）変更し施行する。

令和２年４月１日第４条（3）変更し施行する。

令和５年６月１７日３条（2）、５条（1）（2）（3）変更し施行する。